住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業

住宅確保要配慮者専用の住宅に係る改修費用に対して補助を行う。

<u>住宅確保要配慮者専用の住宅</u> に係る <u>改修費用</u> に対して <u>補助</u> を行う。		
	国による直接補助【スマートウェルネス住宅等推進事業の内数】	<u>地方公共団体を通じた補助</u> 【社会資本整備総合交付金等の内数】
事業主体等	大家等	
補助対象 工事等	①共同居住用住居に用途変更するための改修・間取り変更 ②パリアフリー改修(外構部分のパリアフリー化を含む) ③防火・消火対策工事 ④子育て世帯対応改修(子育て支援施設の併設を含む) ⑤耐震改修 ⑥「新たな日常」に対応するための工事 ⑦省エネルギー改修(ただし、開口部又は躯体(外壁、屋根・天井または床)に係る断護 ⑧交流スペースを設置する工事 ⑨居住のために最低限必要な改修(発災時に被災者向け住居に活用できるものとして、自治体に事前登録等されたものに限る) ⑪専門家によるインスペクションにより、構造、防水等について最低限必要と認められた工事(従前賃貸住宅を除く) ⑪居住支援協議会等が必要と認める改修工事 ※上記工事に係る調査設計計画(インスペクションを含む)及び居住支援法人が見守り等の居住支援を行うセーフティネット登録住宅として運営するための必要な改修工事に伴う準備費用(工事期間中の借上げ費用(ただし家賃3か月分を限度とする))も補助対象	
補助率· 補助限度額	補 助 率 :国1/3(地方公共団体を通じた補助の場合は国1/3+地方1/3) 国費限度額 :50万円/戸 ・①②③④⑤⑧を実施する場合、50万円/戸加算 ・②のうちエレベーター設置工事を実施する場合、15万円/戸加算し、車椅子使用者に必要な空間を確保したトイレや浴室等を整備するための工事を 行う場合は、補助限度額を100万円/戸加算する。 ・④を実施する場合で、子育て支援施設併設は、1,000万円/施設	
入居対象者	・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等 ・低額所得者(月収15.8万円(収入分位25%)以下) ・被災者世帯 等	・子育で・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等 (月収38.7万円(収入分位70%)以下) ・低額所得者(月収15.8万円(収入分位25%)以下) ・被災者世帯 等
家賃	・公営住宅に準じた家賃の額以下であること。 (入居者の家賃の額の要件は、収入分位が40%を超え50% 以下の場合の家賃算定基礎額を用いて設定する。)	・近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない額であること。
その他主な要件	・⑦を実施する場合、既にセーフティネット専用住宅として登録を受けているものも補助対象とする。 ・賃貸住宅供給促進計画を策定している自治体管内のセーフティネット登録住宅であること。	